

議案第 41 号

丸亀市放課後留守家庭児童会条例施行規則の一部改正について
丸亀市放課後留守家庭児童会条例施行規則の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 4 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 金 丸 眞 明

丸亀市放課後留守家庭条例施行規則の一部を改正する規則
丸亀市放課後留守家庭条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。
様式第 1 号から様式第 7 号までを次のように改める。

児童会利用承認申請書

丸亀市教育委員会 宛

年 月 日

〒

保護者住所

ふりがな
氏名

電話

- 1 児童会の利用について、次のとおり申請します。
 なお、入会の事務に必要な住民登録の調査を承諾します。

入会を希望する児童会名
青い鳥教室

【 入会児童 】

氏名(ふりがな)	保護者との続柄	生年月日	性別	学年・組
		年 月 日	男・女	年 組

【 同一世帯内で、同時に児童会を利用する児童 】

氏名(ふりがな)	保護者との続柄	生年月日	性別	学年・組
		年 月 日	男・女	年 組
		年 月 日	男・女	年 組

【 世帯員(同居者) 】 同居している方(入会児童を除く。)、全員についてご記入ください。

氏名	入会児童との続柄	児童会を利用する理由に○を付け、それを証明する書類を提出してください。
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定又は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定又は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定又は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定又は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介)護 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定又は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等: 年齢:)

【 緊急連絡先 】

連絡順位	保護者等氏名	入会児童との続柄	連絡先・電話番号	備考
1			連絡先: 電話番号:	
2			連絡先: 電話番号:	

2 利用を希望する期間

(年 月 日 ~ 年 月 日)

3 上記の利用を希望する期間のうち、月ごとに利用する時間を選び、○を付けてください。

また、長期休業期間と土曜日にも利用する場合は、月ごとの利用する長期休業期間と土曜日に○を付けてください。

利用する月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校 の 休 業 日 以 外 の 日 を 利 用 す る 場 合	午後5時00分 まで												
	午後6時00分 まで												
	午後7時00分 まで												
長期休業期間の利用													
土曜日の利用													

※8月の平日に利用する場合は、学校の休業日以外の日を利用する場合の各区分に記入してください。

児童会利用承認通知書

承認番号第 号

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

教育長

印

申込みがありました児童会の利用について承認します。

入会する児童の氏名・生年月日	年 月 日
入会する児童会の名称	青い鳥教室
利用承認期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 利用を必要とする理由がなくなった場合又は申請事項等に変更があった場合は、速やかに、その旨を届けてください。
- 2 利用承認期間内であっても、利用の制限又は取消しの決定があった場合は児童会の利用はできません。

様式第3号（第3条関係）

児童会利用不承認通知書

不承認番号第 号

年 月 日

様

丸亀市教育委員会
教育長



申請がありました児童会の利用については、次の理由により承認できませんので通知します。

(承認できない理由)

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

児童会利用承認停止・取消通知書

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

教育長

印

承認している児童会の利用については、次の理由により、停止・取消しますので通知します。

停止の場合 停止期間

停止理由

取消の場合 取消日

取消理由

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童会保育料減免申請書

丸亀市教育委員会 宛

保護者名

児童会保育料減免を受けたいので、次の理由により申請します。
なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。

記

1 児童会名 青い鳥教室

入会児童名 年 月 日生

2 申請理由

年 月 日

様

丸亀市教育委員会
教育長

印

児童会保育料減免承認・不承認決定通知書

申請がありました児童会保育料の減免については、承認・不承認に決定しましたので、通知します。

1 免除

2 減額

減額後の保育料

4月	月額	円	10月	月額	円
5月	月額	円	11月	月額	円
6月	月額	円	12月	月額	円
7月	月額	円	1月	月額	円
8月	月額	円	2月	月額	円
9月	月額	円	3月	月額	円

3 不承認

不承認の理由

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童会利用休止・中止届出書

丸亀市教育委員会 宛

保護者名

下記の理由により、児童会の利用を 休止 します。中止 しますので、届け出ます。

児童会名	青い鳥教室
児童氏名	
利用を中止する日	年 月 日
利用を休止する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土曜日の利用を 休止する	<p>利用しなくなる月に○を付けてください。</p> <p>4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月</p>
休止又は 中止の理由	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

児童会利用承認申請書

丸亀市教育委員会

年 月 日

2 利用を希望する期間

(年 月 日 ~ 年 月 日)

〒

保護者住所

ふりがな
氏名

電話

入会を希望する児童会名
青い鳥教室

1 児童会の利用について、のとおりに申請します。
なお、入会の事務に必要な住民登録の調査を承諾します。

【 入会児童 】

氏名(ふりがな)	保護者との続柄	生年月日	性別	学年・組
		年 月 日	男・女	年 組

【 同一世帯内で、同時に児童会を利用する児童 】

氏名(ふりがな)	保護者との続柄	生年月日	性別	学年・組
		年 月 日	男・女	年 組
		年 月 日	男・女	年 組

【 世帯員(同居者) 】 同居している方(入会児童を除く)、全員について記入ください。

氏名	入会児童との続柄	児童会を利用する理由に○を付け、それを証明する書類を提出してください。
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介護) 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定 <input type="checkbox"/> は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等; 年齢;)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介護) 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定 <input type="checkbox"/> は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等; 年齢;)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介護) 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定 <input type="checkbox"/> は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等; 年齢;)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介護) 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定 <input type="checkbox"/> は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等; 年齢;)
		1.就労 2.病気 3.障害 4.病人等の看(介護) 5.出産 6.就職予定(内定) 7.入学予定 <input type="checkbox"/> は在学中 8.乳幼児・小中高生等(学年等; 年齢;)

【 緊急連絡先 】

連絡順位	保護者等氏名	入会児童との続柄	連絡先・電話番号	備考
1			連絡先: 電話番号:	
2			連絡先: 電話番号:	

利用する月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用時間												
学校の日を利用する場合は												
午後5時00分まで												
学校の休業日以外の場合												
午後6時00分まで												
学校の休業日以外の場合												
午後7時00分まで												
長期休業期間の利用												
土曜日の利用												

※8月の平日に利用する場合は、学校の休業日以外の日に利用する場合は各区分に記入してください。

児童会利用承認通知書

承認番号第 号

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

印

様式第3号 (第3条関係)

児童会利用不承認通知書

不承認番号第 号

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

印

申込みがありました児童会の利用について承認します。

入会する児童の氏名・生年月日	年 月 日
入会する児童会の名称	青い鳥教室
利用承認期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 利用を必要とする理由がなくなったり申請事項等に変更があった場合は、速やかに、その旨を届けてください。
- 2 利用承認期間内であっても、利用の制限又は取消しの決定があった場合は児童会の利用はできません。

申請がありました児童会の利用については、次の理由により承認できませんので通知します。

(承認できない理由)

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

児童会保育料減免申請書

様式第4号 (第4条関係)

児童会利用承認停止・取消通知書

丸亀市教育委員会

年 月 日

保護者名

様

児童会保育料減免を受けたいので、次の理由により申請します。

丸亀市教育委員会 印

記

承認してまいります児童会の利用については、次の理由により、停止・取消しますので通知します。

1 児童会名 青い鳥教室

入会児童名 年 月 日生

停止の場合 停止期間
停止理由

2 申請理由

取消の場合 取消日
取消理由

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

様式第7号 (第10条関係)

年 月 日

様

丸亀市教育委員会

印

児童会利用休止・中止届出書

児童会保育料減免承認・不承認決定通知書

申請がありました児童会保育料の減免については、承認・不承認に決定しましたので、
通知します。

1 免除

2 減額

減額後の保育料

月	月額	円	10月	月額	円
4月	月額	円	11月	月額	円
5月	月額	円	12月	月額	円
6月	月額	円	1月	月額	円
7月	月額	円	2月	月額	円
8月	月額	円	3月	月額	円
9月	月額	円			

保護者名

下記の理由により、児童会の利用を 休止 しますので、届け出ます。
中止

児童会名	青い鳥教室
児童氏名	
利用を中止する日	年 月 日
利用を休止する期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土曜日の利用を 休止する	利用しなくなる月に○を付けてください。 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
休止又は 中止の理由	

3 不承認

不承認の理由

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に丸亀市教育委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処
分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分
の取消しの訴えを提起することができます。